

名古屋市告示第496号

建築物に関する中間検査の特定工程等の指定の一部改正について

平成21年名古屋市告示第57号（建築物に関する中間検査の特定工程等の指定）の一部を次のように改正します。

令和 6 年10月18日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長      中      田      英      雄

第 4 項第 3 号中「第18条第 3 項」を「第18条第 3 項又は第 4 項」に改めます。

附 則

この告示は、令和 6 年11月 1 日から施行する。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課